

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大和市長

公表日

令和5年8月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業、幼稚園の預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の利用に係る、以下の事務を行う。 また、特定個人情報についても以下の事務で取り扱う。 (1)窓口(施設経由を含む)又はサービス検索・電子申請機能で受領した給付認定申請を基に給付認定。 (2)窓口又はサービス検索・電子申請機能で受領した利用申込書を基に施設への利用調整。 (3)世帯ごとの税情報等を確認し、保育料・副食費徴収免除を通知。 (4)措置入所における保育料の徴収。 (5)保護者の副食費の補足給付費交付申請を基に、世帯ごとの税情報等を確認し、副食費の給付。 (6)保護者からの申請を基に公的給付支給等口座登録簿関係情報を確認し、施設等利用費を給付。
③システムの名称	1. 子ども・子育て支援システム 2. 申請管理システム 3. 宛名管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー 6. サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 幼稚園、企業主導型保育事業、幼稚園の預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の利用世帯情報、多様な集団活動事業の利用支援事業 (2) 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業の利用世帯及び申込世帯情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の別表第一の8の項、94の項 2. 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条第7号、第8号、第9号及び第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 別表第二の13の項 別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第10条の3 2. 別表第二の16の項 別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第12条第8号 3. 別表第二の116の項 別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第59条の2の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	ほいく課
②所属長の役職名	ほいく課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課(住所: 大和市下鶴間1-1-1、電話番号046-260-5334)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども部ほいく課(住所: 大和市鶴間1-31-7、電話番号;046-260-5628)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月28日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、施設型給付を受ける幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業の利用に係る、以下の事務を行う。 また、特定個人情報についても以下の事務で取り扱う。 (1)支給認定申請を基に保育の必要性を決定し、支給認定証を交付。 (2)世帯ごとの税情報を確認し、保育料を通知。 (3)施設の支払請求に対して請求内容を審査し、給付費の支払。	子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、施設型給付を受ける幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業の利用に係る、以下の事務を行う。 また、特定個人情報についても以下の事務で取り扱う。 (1)支給認定申請を基に保育の必要性を決定し、支給認定証を交付。 (2)世帯ごとの税情報を確認し、保育料を通知。 (3)施設の支払請求に対して請求内容を審査し、給付費の支払。 (4)寡婦(夫)控除みなし適用による保育料の減免。	事後	
平成27年12月28日	個人番号の利用 法令上の根拠	1. 別表第一の8項、別表第一の主務省令第8条第4項 2. 別表第一の94項	1. 別表第一の8項、別表第一の主務省令第8条第4項、第5項、第6項 2. 別表第一の94項 3. 大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条別表第1の5項	事後	
平成27年12月28日	評価実施機関における担当部署 ①部署	こども施策推進準備室	ほいく課	事後	
平成27年12月28日	評価実施機関における担当部署 ②所属長	こども施策推進準備室長	ほいく課長	事後	
平成28年6月24日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、施設型給付を受ける幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業の利用に係る、以下の事務を行う。 また、特定個人情報についても以下の事務で取り扱う。 (1)支給認定申請を基に保育の必要性を決定し、支給認定証を交付。 (2)世帯ごとの税情報を確認し、保育料を通知。 (3)施設の支払請求に対して請求内容を審査し、給付費の支払。 (4)寡婦(夫)控除みなし適用による保育料の減免。	子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、施設型給付を受ける幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業の利用に係る、以下の事務を行う。 また、特定個人情報についても以下の事務で取り扱う。 (1)支給認定申請を基に保育の必要性を決定し、支給認定証を交付。 (2)利用申込書を基に施設への利用調整。 (3)世帯ごとの税情報等を確認し、保育料を通知。 (4)措置入所における保育料の徴収 (5)寡婦(夫)控除みなし適用による保育料の減免。	事後	
平成28年6月24日	個人番号の利用 法令上の根拠	1. 別表第一の8項、別表第一の主務省令第8条第4項、第5項、第6項 2. 別表第一の94項 3. 大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条別表第1の5項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の別表第一の8項、94項 2. 別表第一の主務省令で定める事務を定める令第8条第7項、第8項、第9項及び第68条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第7項 3. 大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条別表第1の5項	事後	
平成28年6月24日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	未定	事後	
平成28年6月24日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 別表第二の15項 2. 別表第二の116項	1. 別表第二の13項 2. 別表第二の116項	事後	
平成28年6月24日	評価実施機関における担当部署 ②所属長	ほいく課長	ほいく課長 石間伏 聡	事後	
平成28年6月24日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課	総務部総務課(住所:大和市中下鶴間1-1-1、電話番号:046-260-5334)	事後	
平成28年6月24日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	総務部総務課	こども部ほいく課(住所:大和市鶴間1-31-7、電話番号:046-260-5607)	事後	
平成28年10月11日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 別表第二の13項 2. 別表第二の116項	1. 別表第二の13項 2. 別表第二の116項 3. 別表第二の116項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月10日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、施設型給付を受ける幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業の利用に係る、以下の事務を行う。 また、特定個人情報についても以下の事務で取り扱う。 (1)支給認定申請を基に保育の必要性を決定し、支給認定証を交付。 (2)利用申込書を基に施設への利用調整。 (3)世帯ごとの税情報等を確認し、保育料を通知。 (4)措置入所における保育料の徴収 (5)寡婦(夫)控除みなし適用による保育料の減免。	子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、施設型給付を受ける幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業の利用に係る、以下の事務を行う。 また、特定個人情報についても以下の事務で取り扱う。 (1)窓口(施設経由を含む)又はサービス検索・電子申請機能で受領した支給認定申請を基に保育の必要性を決定し、支給認定証を交付。 (2)窓口又はサービス検索・電子申請機能で受領した利用申込書を基に施設への利用調整。 (3)世帯ごとの税情報等を確認し、保育料を通知。 (4)措置入所における保育料の徴収 (5)寡婦(夫)控除みなし適用による保育料の減免。	事前	
平成29年7月10日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	子ども・子育て支援システム	1. 子ども・子育て支援システム 2. 宛名管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. サービス検索・電子申請機能	事前	
平成29年7月10日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	未定	実施する	事前	
平成30年7月18日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、施設型給付を受ける幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業の利用に係る、以下の事務を行う。 また、特定個人情報についても以下の事務で取り扱う。 (1)窓口(施設経由を含む)又はサービス検索・電子申請機能で受領した支給認定申請を基に保育の必要性を決定し、支給認定証を交付。 (2)窓口又はサービス検索・電子申請機能で受領した利用申込書を基に施設への利用調整。 (3)世帯ごとの税情報等を確認し、保育料を通知。 (4)措置入所における保育料の徴収 (5)寡婦(夫)控除みなし適用による保育料の減免。	子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業の利用に係る、以下の事務を行う。 また、特定個人情報についても以下の事務で取り扱う。 (1)窓口(施設経由を含む)又はサービス検索・電子申請機能で受領した支給認定申請を基に保育の必要性を決定し、支給認定証を交付。 (2)窓口又はサービス検索・電子申請機能で受領した利用申込書を基に施設への利用調整。 (3)世帯ごとの税情報等を確認し、保育料を通知。 (4)措置入所における保育料の徴収 (5)寡婦(夫)控除みなし適用による保育料の減免。	事後	
平成30年7月18日	特定個人情報ファイル名	(1)施設型給付を受ける幼稚園の利用世帯情報 (2)認可保育所、認定こども園、地域型保育事業の利用世帯及び申込世帯情報	(1)幼稚園、企業主導型保育事業の利用世帯情報 (2)認可保育所、認定こども園、地域型保育事業の利用世帯及び申込世帯情報	事後	
令和1年6月4日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月4日	Ⅱしきい値判断項目 1. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	ほいく課長 石間伏課長	ほいく課長	事後	
令和1年6月4日	Ⅳリスク対策	—	評価書の様式変更に伴い、記載項目を追加	事後	
令和1年10月1日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業の利用に係る、以下の事務を行う。 また、特定個人情報についても以下の事務で取り扱う。 (1)窓口(施設経由を含む)又はサービス検索・電子申請機能で受領した支給認定申請を基に保育の必要性を決定し、支給認定証を交付。 (2)窓口又はサービス検索・電子申請機能で受領した利用申込書を基に施設への利用調整。 (3)世帯ごとの税情報等を確認し、保育料を通知。 (4)措置入所における保育料の徴収 (5)寡婦(夫)控除みなし適用による保育料の減免。	子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業、幼稚園の預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の利用に係る、以下の事務を行う。 また、特定個人情報についても以下の事務で取り扱う。 (1)窓口(施設経由を含む)又はサービス検索・電子申請機能で受領した給付認定申請を基に給付認定。 (2)窓口又はサービス検索・電子申請機能で受領した利用申込書を基に施設への利用調整。 (3)世帯ごとの税情報等を確認し、保育料・副食費徴収免除を通知。 (4)措置入所における保育料の徴収。 (5)保護者の副食費の補足給付費交付申請を基に、世帯ごとの税情報等を確認し、副食費の給付。	事前	
令和1年10月1日	特定個人情報ファイル名	(1)幼稚園、企業主導型保育事業の利用世帯情報 (2)認可保育所、認定こども園、地域型保育事業の利用世帯及び申込世帯情報	(1)幼稚園、企業主導型保育事業、幼稚園の預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の利用世帯情報 (2)認可保育所、認定こども園、地域型保育事業の利用世帯及び申込世帯情報	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の別表第一の8項、94項 2. 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条第7項、第8項、第9項及び第68条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第7項 3. 大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条別表第1の5項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の別表第一の8項、94項 2. 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条第7項、第8項、第9項及び第68条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第7項、第8項 3. 大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条別表第1の5項	事前	
令和2年4月13日	法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の別表第一の8項、94項 2. 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条第7項、第8項、第9項及び第68条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第7項、第8項 3. 大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条別表第1の5項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の別表第一の8項、94項 2. 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条第7項、第8項、第9項及び第68条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第7項、第9項、第10条、第11条、第12条	事後	
令和4年4月1日	3. 個人番号の利用—法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の別表第一の8項、94項 2. 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条第7項、第8項、第9項及び第68条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第7項、第9項、第10条、第11条、第12条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の別表第一の8項、94項 2. 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条第7項、第8項、第9項及び第68条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第7項、第9項、第10条、第11条、第12条	事後	
令和4年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携—②法令上の根拠	1. 別表第二の13項 2. 別表第二の16項 3. 別表第二の116項	1. 別表第二の13の項 別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第10条の3 2. 別表第二の16の項 別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第12条第8号 3. 別表第二の116の項 別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第59条の2の2	事後	
令和4年11月8日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務—②事務の概要	子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業、幼稚園の預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の利用に係る、以下の事務を行う。 また、特定個人情報についても以下の事務で取り扱う。 (1)窓口(施設経由を含む)又はサービス検索・電子申請機能で受領した給付認定申請を基に給付認定。 (2)窓口又はサービス検索・電子申請機能で受領した利用申込書を基に施設への利用調整。 (3)世帯ごとの税情報等を確認し、保育料・副食費徴収免除を通知。 (4)措置入所における保育料の徴収。 (5)保護者の副食費の補足給付費交付申請を基に、世帯ごとの税情報等を確認し、副食費の給付。	子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業、幼稚園の預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の利用に係る、以下の事務を行う。 また、特定個人情報についても以下の事務で取り扱う。 (1)窓口(施設経由を含む)又はサービス検索・電子申請機能で受領した給付認定申請を基に給付認定。 (2)窓口又はサービス検索・電子申請機能で受領した利用申込書を基に施設への利用調整。 (3)世帯ごとの税情報等を確認し、保育料・副食費徴収免除を通知。 (4)措置入所における保育料の徴収。 (5)保護者の副食費の補足給付費交付申請を基に、世帯ごとの税情報等を確認し、副食費の給付。 (6)保護者からの申請を基に公的給付支給等口座登録簿関係情報を確認し、施設等利用費を給付。	事前	
令和5年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 子ども・子育て支援システム 2. 宛名管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. サービス検索・電子申請機能	1. 子ども・子育て支援システム 2. 申請管理システム 3. 宛名管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー 6. サービス検索・電子申請機能	事後	
令和5年4月1日	2. 特定個人情報ファイル名	(1)幼稚園、企業主導型保育事業、幼稚園の預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の利用世帯情報 (2)認可保育所、認定こども園、地域型保育事業の利用世帯及び申込世帯情報	(1)幼稚園、企業主導型保育事業、幼稚園の預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の利用世帯情報、多様な集団活動事業の利用支援事業 (2)認可保育所、認定こども園、地域型保育事業の利用世帯及び申込世帯情報	事後	
令和5年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	こども部ほいく課(住所:大和市鶴間1-31-7、電話番号:046-260-5607)	こども部ほいく課(住所:大和市鶴間1-31-7、電話番号:046-260-5628)	事後	